

がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針※ の見直しについて(案)

※平成20年3月31日付け 健発第0331058号
厚生労働省健康局長通知(平成25年3月28日一部改正)

1. 経緯について

- 現行の診療放射線技師法第26条第2項第2号では、健康診断において、X線検診車等で診療放射線技師がX線撮影を行う際に、医師又は歯科医師の立会いが必要とされている。
- 平成25年度厚生労働特別研究事業として、医師又は歯科医師の立会いがない状況でのX線撮影の安全性について、調査研究が行われ、X線検診車で胸部X線撮影を行う場合に、医師又は歯科医師の立会いがなくても、安全性の担保は十分に可能であることが示唆された。
- この際、より安全な撮影の実施のために、以下の取組を推奨してはどうかとの意見も示された。
 - ・ 事前に責任医師の明確な指示を得ること
 - ・ 緊急時や必要時に医師に確認できる連絡体制の整備
 - ・ 必要な機器・設備の整備、撮影時や緊急時のマニュアルの整備
 - ・ 機器の日常点検等の管理体制の整備、従事者の教育・研修体制の整備
- 平成26年通常国会に提出された医療介護総合確保推進法案に、診療放射線技師法の改正が盛り込まれており、これが成立した場合、多数の者の健康診断を一時に行う場合において、医師の立会いなしで、診療放射線技師による胸部エックス線撮影が可能となる。
- 一方、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」(以下「指針」という。)に基づく肺がん検診では、胸部エックス線撮影以外に医師による立会い若しくは実施が必要となる検診項目として問診が求められている。

2. 検討の方向性

- 医師の立会いなしで、診療放射線技師による胸部エックス線撮影が可能となった場合、肺がん検診の受診率向上の観点から、指針を見直し、医師の立会いなしの肺がん検診を可能とするよう、問診のあり方を見直すことも重要ではないか。
- 肺がん検診における問診の主な役割は、主に以下の情報を収集することにある：
 - ① 喀痰細胞診の必要性を含めた精密検査の必要性の判断に資する情報
 - ② エックス線撮影の安全性確保のための情報(妊娠の可能性の確認等)
- これらの情報収集については収集すべき項目を十分に明確化することによって、医師以外の医療従事者による質問によって代替することが可能ではないか。

3. 指針の見直しの方向性について

「2. 検討の方向性」を踏まえ医師の立会いのない肺がん検診を可能とするため、指針について以下の見直しを行ってはどうか。

- ① 肺がん検診の検診項目について、医師の立会いがなく、胸部エックス線撮影を行う場合は、問診に代わり、医師以外の医療従事者による質問を可能とするため、基本的な質問項目（自記式も可）を明確化する。
- ② 医師の立会いなしに胸部エックス線撮影を行う場合、市町村は、検診実施機関に対し、緊急時や必要時に対応する医師（責任医師）等を明示した計画書の作成・提出を求めることとする。
- ③ 医師の立会いなしに胸部エックス線撮影を行う場合、検診実施機関は、胸部エックス線撮影を行う医療従事者と責任医師との緊急時等における連絡体制の整備、撮影時・緊急時に使用するマニュアルの整備、教育・研修を受ける機会を確保することとする。
- ④ 医師の立会いなしに胸部エックス線撮影を行う場合、医師が、医療従事者が行った質問の結果、胸部エックス線写真の読影の結果及び喀痰細胞診の結果を総合的に判断して、精密検査の必要性の有無を決定し、受診者に速やかに通知することとする。
- ⑤ 喀痰細胞診の対象者は質問の結果、指針（別紙）※の基準に該当すると認められた者とする。

※【指針（別紙）の基準】

原則として50歳以上で喫煙指数（1日本数×年数）600以上の者（過去における喫煙者を含む。）及び6月以内に血痰のあった者のいずれかに該当することが判明した者